

Ucar 保証

保証規約書

第1条 前提

本規約は、車両の売買を仲介するサービスを提供するサービス運営会社（以下、「サービス運営会社」といいます。）が、当該サービスを通して車両を購入した車両購入者（以下、「お客様」といいます。）対し、本保証規約に基づき締結される保証契約により提供する修理保証サービスの内容及び条件を定めたものです。なお、サービス運営会社は、本規約に基づく修理保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）の運営にあたり、その業務の全部又は一部を保証運営会社（以下、「受託会社」といいます。）に委託するものとし、サービス運営会社と受託会社（以下、あわせて「保証会社等」といいます。）は、相互協力をしてお客様に本サービスを提供いたします。

第2条 保証概要

(1)本サービスは、お客様がサービス運営会社の仲介により車両を購入した（以下、お客様が購入した車両を「本車両」といいます。）ときに、本車両に付帯されるサービスであり、本車両をお客様へ納車（引渡し）後の本サービスへの加入は、本サービスの内容を記載した書類等（以下、「保証書等」といいます。）で別途定めがない限り、認められません。

(2)お客様による本サービスへの加入には、本車両購入時に保証会社等が指定する点検・整備が必要になります。

第3条 保証契約の申込み

お客様は、本車両購入時に、次の各号に掲げるいずれかの方法により本サービスの加入申込みをすることができます。

①保証会社等がインターネット上に掲示する入力画面（以下、「契約入力画面」といいます。）に所要の事項を入力したうえで、契約入力画面の内容を確認し、保証会社等に送信すること。

②前号の他、本車両購入時に、サービス運営会社が指定する方法により、本サービス加入の意思をサービス運営会社に伝えること。

第4条 保証料の払込方法

(1)お客様は、保証申込書、契約入力画面又は保証会社等の定めるところ（以下、「保証契申込書等」といいます。）に従い、保証料を払い込まなければなりません。

(2)保証申込書等によりお客様に通知する保証料払込期限は、保証書等に別の規定がある場合を除き、保証期間の初日までの期間で保証会社等が定める日とします。

(3)サービス運営会社は、本サービスの保証期間中であっても、保証料の支払前又はサービス運営会社が指定する保証アプリによる保証金の決済登録完了前に生じた故障に対しては、保証料を支払いません。

第5条 保証の内容

(1) お客様は、本車両が、サービス運営会社が認めた車種、走行距離上限、年式上限、その他の範囲に該当する場合に限り、本サービスに加入できるものとします。

(2)本サービスによる保証期間は、保証書等に記載されている保証期間となります。

(3)本サービスによる保証範囲は、別紙「保証対象部品リスト」に定める部品とし、本規約第10条に基づき、受託会社が判断するものとします。ただし、保証会社等が、別途、「保証対象外部部品リスト」を作成し、本サービスにより保証しない部品を定めている場合は、「保証対象外部部品リスト」に定めている部品以外の部品が保証の対象部品となります。

(4)保証上限金額は保証書等の定めのとおりとします。ただし、保証上限価格が本車両販売価格（諸費用を含まない価格）を超える場合は、本車両販売価格が保証上限価格となります。

(5)1回の修理におけるお客様の負担額は、保証書等の定めのとおりとし、また、お客様負担として割合負担が定められている場合は、保証期間中に行われた修理に要した修理費の合計額にお客様の負担割合を乗じた金額となります。なお、保証書等で別途定めがない限りは、お客様負担額はありません。

(6)保証期間中の走行距離制限は、保証書等の定めのとおりとします。

(7)本サービスの対象となる修理とは、本来の機能を回復することを意味し、保証会社等は対象部品の修理又は修理不能な場合における部品の交換を行います。

(8)修理不能により部品交換が必要な場合は、中古部品を優先的に使用するものとし、受託会社が中古部品の調達ができない場合は、リビルト部品、社外新品部品、純正新品部品

の順位で使用するものとします。

(9)保証対象となる部品は、純正部品のみが本サービスの適用の対象となり、社外部品や本来の仕様とは異なる純正部品に生じた不具合若しくは故障又は当該不具合若しくは故障を原因とした純正部品の不具合又は故障は、本サービスの適用外となります。

(10)事故による不具合若しくは故障又は事故が起因して生じた部品の不具合若しくは故障による部品の不具合若しくは故障は、本サービスの適用外となります。

(11)受託会社は、修理の内容により、受託会社の判断によって、当初本車両を入庫した工場から、別の工場へ搬送する場合があります、お客様はこれを了承するものとします。

(12)お客様が本車両を購入した時点から存在している不具合又は故障及び当該不具合又は故障に起因した部品の故障に関しては本サービスの適用外となります。

第6条 お客様による保証契約の解約

お客様は、本サービスの保証期間満了前に本保証契約の解約をすることはできません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、お客様は本サービスの契約満了前に解約ができるものとし、サービス運営会社は解約に伴う保証料金の返金は一切致しません。なお、本条に基づきお客様が本保証契約を解約する場合には、サービス運営会社が定める手続きが必要です。

- ①本サービス利用中に、本車両の走行距離が保証加入条件の走行距離を超過した場合
- ②本サービス利用中に、お客様が本車両を売却・破棄などの理由により所有権を失った場合

第7条 サービス運営会社による保証契約の解除

以下の各号いずれかに該当する場合は、サービス運営会社は本保証契約を解除することができます。この場合、サービス運営会社は、お客様に対し、保証料の返金を行いません。

- (1)本サービスの利用中に、本車両が違法改造車と判明した場合
- (2)修理審査の過程で、明らかな虚偽申告や不正があったと受託会社が認めた場合
- (3)本車両を抹消登録した場合
- (4)本車両が国外へ持ち出された場合
- (5)保証会社等の定める保証料払込期限から相当な期間内に保証料の払込みがなされない場合
- (6)本車両の買取、下取り、譲渡等による所有権の移転が発生する契約が成立した場合
(ただし、婚姻・移転等による使用名義人の姓・住所・連絡先の変更の場合は除きますが、

その場合には速やかに保証会社等へご連絡ください)

(7)本車両の走行距離が保証加入条件の走行距離を超過していることが判明した場合

第8条 自動継続契約

(1)お客様は、本保証期間満了時において、本保証契約を継続しない場合又は本保証契約の条件を変更することをサービス運営会社に求める場合には、本保証期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前の2ヶ月間の間に、サービス運営会社が定める方法によって、その旨を通知するものとします。

(2)前項に定める通知がなされない場合は、本保証契約は、さらに同一の条件で1年間継続されるものとし、その後も同様とします。ただし、自動継続時の保証料金額、保証料の払込方法及び継続可能な年数については別途定めるものとします。

(3)前項にかかわらず、本車両の年式が保証加入条件の年式上限を超えている場合は、本保証契約は自動更新しないものとします。

第9条 保証修理の受け方

(1)お客様は本車両に不具合又は故障が発生した場合、すみやかに保証会社等に連絡をし、保証会社等の入庫指示を受けてください。ただし、不具合又は故障の発生が保証期間内であっても、保証会社等への連絡が保証期間を過ぎていた場合は、本サービスの適用対象外となります。

(2)本車両の不具合又は故障のご連絡は、お客様本人若しくはお客様と同居の親族又はお客様が法人の場合の法人代表者若しくは車両管理者に限ります。

(3)保証会社等は、不具合又は故障及びその原因等を確認した後、本車両の工場への入庫をお客様にご案内いたします。なお、お客様が本サービスを受けられるのは、本車両を保証会社等が指定した工場に入庫させた場合に限るものとします。

(4)本車両の工場への入庫の期限は、不具合又は故障の発生から1か月以内とし、発生から1か月を超えた不具合又は故障は本サービス適用対象外となります。

(5)受託会社は、本車両を入庫した工場が発行する見積書をもって保証の審査を行い、本サービスの対象であるかどうかの判断をいたします。なお、詳しくは、第10条「審査方針」の通りです。

(6)本車両の不具合又は故障が、本サービスの適用範囲かどうかの審査結果が出る前の修理着工や部品手配は、本サービス適用対象外となります。

第 10 条 審査方針

本サービスの対象であるかの判断は、受託会社が保証内容、本規約及び本車両の使用状況等をもとに判断します。

第 11 条 保証適用にならない事項

(1)以下の各号に該当する場合には、本サービスは適用されないものとします。なお、第 10 号又は第 29 号に該当することが明らかになった場合には、明らかになった時点で本サービスが失効するものとし、この場合には、サービス運営会社は保証料の返金も一切致しません。

- ①保証会社等が認定した工場以外にお客様が修理依頼をされた場合
- ②お客様の意向で保証会社等による審査承認前に修理を着手された場合
- ③保証期間の満了後に、お客様が保証会社等に不具合又は故障の報告をされた場合
- ④本車両が商業目的の業務（配達、現場作業、レンタカー、教習車等）で使用、リースカー若しくは代車等を使用又は試験のために使用される場合
- ⑤お客様が本サービスの加入後に、保証会社等に無断で走行メーターの変更や取り外した痕跡が認められる場合、又は走行距離計が故障したにもかかわらず保証会社等へ連絡もせず速やかな修理がなされない場合
- ⑥本車両が、サーキット、レース、ラリー等の公的競技に参加若しくはゼロヨン、ドリフト走行等の私的競技に参加して走行した車両、又は競技コースや原野等で走行した車両と判明した場合
- ⑦本サービスの「保証対象部品リスト」に記載されていない部品の不具合又は故障、及び「保証対象部品リスト」に記載されていない部品が原因で発生した保証対象部品の不具合又は故障の場合
- ⑧保証会社等が認定した工場において、保証会社等が調査を行った際に、不具合又は故障の再現性や不具合又は故障の現況が確認できない場合
- ⑨本車両が本サービス対象の車両を製造する自動車メーカー（以下、「対象自動車メーカー」といいます。）が認めていない改造若しくは架装又は自動車メーカーが認めていない部品、アクセサリ若しくはコンポーネントが原因となる不具合又は故障の場合
- ⑩対象自動車メーカーが認めていないエンジン・チューンナップ、車高の変更、灯火計器の増設等、道路交通法又は道路運送車両法に適合しない車両の場合
- ⑪対象自動車メーカー指定の仕様と異なる部品の不具合又は故障の場合
- ⑫対象自動車メーカーが指定する油脂類又は液類（オイル、ブレーキフルード等）以外の

使用が原因となった不具合又は故障の場合

⑬対象自動車メーカー純正以外の部品を使用したことが原因となり発生した保証対象部品の不具合又は故障及び保証対象部品に起因して発生した対象自動車メーカー純正以外の部品の不具合又は故障の場合

⑭日常点検、定期点検等の法定点検整備並びにメーカーが指定している点検整備及び部品の交換を実施しなかったことが原因による不具合又は故障の場合

⑮日常点検整備の義務を怠り又は整備不良車両を運転したことから生じた不具合又は故障の場合

⑯本車両のユーザーマニュアルに記載された取扱方法を守らない使用、仕様の限界を超える使用、日常において不適切な状況での使用又は一般車両が走行しない場所での車両の使用が原因による不具合又は故障の場合

⑰音・振動・オイルのにじみなど、本車両の機能上影響がない場合

⑱回転部品等の磨耗、電気部品の寿命、内外装品、樹脂 部品、塗装面・メッキ面等の自然退色、錆、劣化などこれに類する使用消耗又は経年劣化による不具合又は故障の場合

⑲バッテリー充電及び交換、エアコンプレッサーのクーラーガスの補充・交換、エンジンオイルの補充・交換、ベルト類、ブレーキディスク・パッド、電球、ヒューズなど消耗部品の補充又は交換等の不具合又は故障の場合

⑳動作の硬さ・渋さ、燃費不良、パワー不足、タイヤの片減り、車体不安定その他不具合又は故障か否かの判断基準に乏しいと保証会社等が判断する不具合又は故障の場合。

㉑車両事故又は改造に起因する具合又は故障の場合

㉒工場推奨の、又は、故障発生の予防的又は予備的な整備の場合

㉓法定点検整備(12 か月・24 か月)、メーカーが指定している点検整備及び定期交換部品の場合

㉔テスター診断や目視など、診断のみの作業及び調整(保証対象部品の手直しや修正など修理を伴う場合を除く)の場合

㉕法令の改正又は官公庁の指示・指導などにより負担が発生した場合

㉖自国・諸外国を問わず戦争、武力行使、クーデター、政権奪取、内乱、武装集団による反乱、その他一般民衆を含め類似の事変又は暴動(群集又は多数の者の集団行動により、全国又は一部の地域により著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められるなどの状態)によって不具合又は故障が生じた場合

㉗核燃料物質(使用済燃料も含む)又は若しくは核燃料物質によって汚染された物質(原子核分裂生成物を含む)によって起因する放射性、爆発性、その他有害特性の作用及びこれらの

特性に関わる事故によって生じた不具合又は故障の場合

⑳衝突、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、落雷、地震、噴火、火災、台風、洪水、高潮、
煤煙、飛石、薬品、障害物等の接触による不具合又は故障の場合

㉑お客様が、故意に故障若しくは不具合を生じさせた又は不具合若しくは故障の事実、内
容若しくは発生原因について虚偽の説明・申告を行うなどの不正な修理の要請があったと
受託会社が判断した場合

㉒工場に入庫した時点で、保証加入条件の走行距離上限を超えていた場合

㉓お客様の責任に帰属する事由により生じた不具合又は故障の場合

(2)以下の各号に該当する費用又は損害は、本サービスの対象外とします。

①本車両を使用できない期間の代車の費用

②本車両又は本車両に付属する製品の不具合又は故障に起因するもので、本車両に付属す
る製品又はその他の財物の使用の阻害によって生じた損害

③本車両が使用できないことによる通信費、代車代、レンタカー代、宿泊費、交通費、休
業補償、積載物補償、営業損失、精神的苦痛などの機会損失及び不便などに関する費用

④修理発生時の納車及び引取に関する費用

⑤車両及び車両に付属する製品の故障に起因するもので、健康障害・身体障害（障害に起
因する死亡を含む）、搭載物など財物の滅失・き損・汚損によって生じた損害

第 12 条 修理費の支払

(1)本サービスを利用して発生した本車両の修理費は、保証会社等が直接工場へお支払い
いたします。

(2)前項にかかわらずお客様が修理費を立替えた場合、保証会社等が認めていない修理費
用の支払については、本サービスの適用はできません。

第 13 条 車両入替

本車両を購入したお客様が、サービス運営会社が運営するサービスを利用して新たに車両
を購入した場合（以下、当該車両を「代替車両」といいます。）、保証会社等が定める条
件を満たしたときは、以下に定めるとおりに保証料を代替車両の購入時の費用若しくは保
証料に充当又は代替車両の保証期間延長をすることができるものとします。なお、代替車
両の購入時に充当可能な条件の充足性は保証会社等が判断するものとします。

①本サービスの対象となる修理が発生したにもかかわらず、修理を行わなかった場合に、
保証の対象となる修理に要する修理費用相当額に保証会社等が定める割合を乗じた金額(以

下、「充当金額」といいます。)を代替車両の購入価格の全部又は一部に充当することができます。ただし、代替車両の価格が充当金額より下回った場合は代替車両の購入金額を上限とします。

②本サービスの未経過期間に相当する保証料は、未経過期間に相当する保証料を元にサービス運営会社が算出した額を、代替車両の保証料に充当することができます。また、保証料の充当に代えて、未経過の保証期間と同じ期間、代替車両における保証期間を延長することができます。

第 14 条 保証規約の改定

サービス運営会社は、状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合において、本規約の変更がお客様の一般の利益に適合するとき、又はその変更が本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、本規約を任意に変更することができます。サービス運営会社は、本規約を変更する場合、原則として、本規約を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を本サービス内で通知又は公表する方法によりお客様に周知し、お客様が本規約の変更後に本サービスを利用したことをもって、変更後の利用条件に同意したものとみなします。

第 15 条 代位

本サービスを利用して修理した不具合又は故障が、第三者に起因するものであり、お客様が当該第三者に損害賠償請求することができる場合は、本サービスにより保証した修理費用を上限とし、お客様の権利を害さない範囲内で、お客様が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得いたします。

第 16 条 個人情報の取り扱い

(1)お客様は、お客様個人を識別しうる情報、車両情報及び本サービスの履行の過程において知りえたお客様に関する情報（以下、「個人情報」といいます。）を次の各号の目的に利用することに同意するとともに、サービス運営会社が受託会社及び受託会社の関連会社に提供し、サービス運営会社、受託会社及び受託会社の関連会社が、次の各号の目的に利用することについて同意するものとします。

①本サービスの申込み内容及び申込み情報の記録、保管、管理

②本サービスに基づく車両の点検、整備及び修理に関する業務並びにこれらに付随する業務の遂行

- ③本サービスに基づくもの以外の受託会社による、車両の点検、整備、修理及びアフターサービスに関する各種案内の提供
- ④サービス運営会社との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行
- ⑤本サービスに関わる各種案内の提供
- ⑥本サービスの品質向上を目的としたアンケート及び調査の実施
- ⑦本サービスの品質向上を目的としたデータ集計及び結果の分析(ただし、集計結果は統計的に処理する場合のみ利用とし、個人を特定するデータとの関連づけは行いません)

(2)保証会社等は次の各号に定める場合において、その個人情報を第三者に提供する場合があります。

- ①お客様の同意がある場合(Web での同意も含む)
- ②統計的なデータ等、お客様本人を識別できない状態に加工して利用する場合
- ③保証会社等が法令に基づきお客様情報の開示又は提供を求められた場合
- ④人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- ⑤国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で協力する必要がある場合で、お客様の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす場合
- ⑥受託会社と提携又は協力関係のある企業・団体に対し、本サービスを提供するうえで必要な情報を委託する場合

第 17 条 管轄

お客様及び保証会社等との間において本規約について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

保証対象外部位表

油脂類	電装品系
潤滑油	ヒューズ
作動油	スパークプラグ
グリス	バッテリー
冷却水	電池
燃料	その他上記に類する部品
エアコンガス	内外装部品
ウォッシャー液	レンズ
バッテリー液	ボディ
その他上記に類する部品	フレーム
フィルターおよびエレメントなど	ガラス
エアクリーナーエレメント	モール
エアコンフィルター	ガーニッシュ
フューエルフィルター	ミラーカバー
オイルフィルター	バンパー
などの汚れや臭いなどを取り除くための部品	シート
その他上記に類する部品	天張り
バルブ	ピラーカバー
各バルブ(電球)類	カーベット
室内照明バルブ	マット
スイッチバルブ	ダッシュボード
その他上記に類する部品	内装パネル
消耗品	コンソール
タイヤ	エンブレム
タイヤエアバルブ	その他上記に類する部品
ブレーキパッド	
ブレーキシュー	
クラッチディスク	
タイミングベルト	
ワイパー	
Vベルト	

その他上記に類する部品

●上記リストに記載されている部品以外が保証対象部品となります。●故障予防や予備的な整備を目的とした修理・部品交換は、保証適用対象外となります。●修理工場などから提供される各種データ、及び、聞き取り調査結果を確認の上、保証適用審査を実施します。●事故に起因する故障修理は、全て本保証サービスの適用外となります。（*お客様がご加入されている自動車損害保険をご利用ください。）●保証による修理が適用された場合のみ、故障個所の修理上、必要となる消耗部品（再利用不可の物）、及び、ショートパーツは保証適用となります。●定期点検整備の際の、各種部品交換は、本保証サービスの適用外となります。●純正部品以外は保証適用外ですが、ナビゲーションのみ、車両購入時に新たに取付、又は購入時に取り付けられているナビゲーションは保証対象となります。

ロードサービス利用規約

第1条(規約の目的等)

(1)本規約は、Ucar 保証規約に基づき、修理保証サービスの運営を委託されたリバイス合同会社（以下「当社」といいます。）が、Ucar 保証加入者（以下「会員」といいます。）に対して提供するロードサービス及びアフターフォローサービス（以下、2つのサービスを合わせて「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。

(2)会員は、本規約を承認の上、本サービスの提供を受けることができます。

第2条(ロードサービスの機能)

(1)ロードサービスとは、当社がロードサービス手配会社（以下「RS 会社」といいます。）と提携し提供される、日本国内の対象地域における車両の事故・故障時の対応サービスをいいます。

(2)アフターフォローサービスとは、当社が RS 社と提携して提供される日本国内の対象地域における車両の事故・故障後の対応サービスをいいます。

(3)ロードサービスは、RS 会社が提携する事業所が会員に提供します。

(4)当社は、会員の氏名、住所、保証番号、車両登録番号、車台番号及び購入店名の会員情報を RS 会社に提供できるものとします。

第3条(ロードサービスの利用方法)

(1)会員は、Ucar 保証の保証書等（以下「保証書等」といい、Ucar 保証規約第2条第1項に定めるところと同じ意味を指すものとします。）記載の所定の電話番号に連絡することにより、本サービスの提供を受けることができます。なお、会員は、保証書等記載の電話番号を介さず発生した料金を後日、当社に請求することは如何なる場合でもできないものとします。

(2)会員が本サービスの提供を受ける場合、当社は会員に対し、保証書等、免許証及び車検証を確認することができるものとします。なお、当社が会員の保証書等、免許証及び車検証を確認できない場合には、会員はサービスを受けられない場合があるものとします。

第4条(ロードサービス対象車種)

本サービスは、登録された車両を対象とし、全長 5.3m 未満、全幅 2m 未満車両総重量 3t 未満又は最大積載量 2t 未満の車両を本サービスを受けることができる車種とします。なお、緑ナンバー、黒ナンバー、違法改造車又は車検登録のない車両は、本サービスの対象外とします

第5条(ロードサービス内容)

当社は、会員に対し、以下の各号に定める内容のサービスを会員に提供するものとします。

①レッカーサービス

車両が自力走行不能の場合にレッカー車が現場に急行し、会員指定先又は会員の最寄りの修理工場へ(50kmまで)搬送します。

②鍵開け

車両に当該車両の鍵を閉じこんでしまった場合、解錠作業を行います。ただし、トランクの開錠は対象外とします。また、行政の指示により免許証、車検証等の提示で本人確認ができない場合は解錠できないものとします。

③バッテリージャンピング

バッテリーあがりの場合、ケーブルを接続し、エンジンをスタートさせます。

④ガス欠時の給油作業

ガス欠の場合、現場で給油作業を行います。なお、ガソリン、オイル等の油脂代、部品代は、別料金となります。

⑤スペアタイヤ交換

タイヤがパンクした場合、車載のスペアタイヤとの交換作業を行います。なお、スタッドレスタイヤ等への交換並びにローテーション及びタイヤチェーン取付けは、別料金になります。

第6条(追加料金)

以下の各号の費用につきましては、すべて有償となり、現場にて会員に実費精算していただきます。

①救援車の高速料金及び駐車場等の利用料金

②タイヤが脱輪している車両の引上作業に要する費用

③ガス欠時の給油を行った際の燃料代金

④鍵の作成又は破錠に要する実費

⑤2本以上スペアタイヤの交換又は脱着作業を行う場合の費用

⑥スタッドレスタイヤやチェーン等の装備がない雪道での作業に要する費用

⑦砂浜、砂道、泥道、坂道でのスタックから車両を脱出させるために要する費用

⑧現場状況により、クレーン作業等特殊作業や人員増員等を要する場合の費用

⑨違法な改造車両や車検登録のない車両の搬送に要する費用

⑩レース場でのトラブルの場合に要する費用

第7条(ロードサービスを提供できない場合)

当社は、以下の各号に定める場合には、ロードサービスを提供しないものとします。

①天災地変等により出動車両が道路を通行不能な場合

②車両の運転者が車両名義人と異なり、車両名義人の承諾を確認できない場合

③レッカー又は車両運搬を行う場合に、当該車両の積載物に損傷が発生しうる場合

④サービス実施の際に、第三者の所有物の破損又は第三者の権利利益の制限若しくは侵害等を伴う可能性がある場合で、当該第三者の承諾が得られない場合

⑤無資格、酒酔い運転、薬物使用等、法令上禁止されている状態での車両運転中の事故又は故障の場合等

⑥その他、RS 会社がサービス実施を不相当と判断した場合

第8条(アフターフォローサービス)

会員が、本規約第5条に定める無料ロードサービスをご利用後、当該車両が自走不能の場合、会員は以下のいずれか一つのサービスをご利用できます。ただし、車検証使用者住所

から直線距離 100km 以上離れた場所での故障又は事故によって車両が自走不能になった場合及びレッカー移動により当該車両を工場等に入庫する場合に限るものとします。なお、宿泊費用、帰宅費用、車両引取り費用に要する費用は、会員の立替払いとし、後日 RS 会社が当該費用の支出を証明する領収書、宿泊明細書等を会員から受領した場合に、会員へお支払い致します。

①レンタカーサービス

自走不能の車両の代替車両として RS 会社がレンタカー(1800cc まで)を手配し、会員は、6 時間以内は無料で当該レンタカーをご利用いただけます。なお、ガソリン代、乗り捨て代金、保険等の諸費用は会員負担とします。ただし、場所、日時、時期によってレンタカーを RS 会社が手配できない場合があることを会員はあらかじめ了承するものとします。

②緊急宿泊費用サポート

会員及び自走不能となった車両の同乗者が宿泊を要する場合、RS 会社が指定する場所から最寄りの宿泊施設の手配を RS 社が行い、会員及び自走不能となった車両の同乗者一人あたり¥15,000(税込)までの宿泊費用を負担いたします。なお、RS 社が負担するのは、当日分の宿泊料のみに限ります。ただし、場所、日時、時期によって宿泊施設を RS 会社が手配できない場合があることを会員はあらかじめ了承するものとします。

③帰宅費用サポート

故障又は事故発生の日中に公共交通機関(電車・バス・飛行機・船舶・タクシー)を利用して会員及び自走不能となった車両の同乗者が帰宅する場合、会員及び同乗者一人あたり ¥20,000(税込)までの費用を RS 社が負担いたします。なお、タクシーを利用する場合には、会員及び同乗者一人あたりではなく、1 台分の料金にて算出いたします。

④入庫した車両の引取り費用

会員が公共交通機関を利用して入庫した車両を引取りに行く場合、¥10,000(税込)まで費用を負担いたします。

第 9 条(ロードサービス時の責任)

ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故、損害等については当社、RS 会社又は RS 会社提携事業者に故意又は重大な過失がない限り、その責は負わないものとします。

第 10 条(定めなき事項)

本規約に定めなき事項及び本会運営上必要な事項は、当社がこれを定めるものとします。

第 11 条 管轄

会員、当社及び RS 社は、本規約について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

2020 年 1 月 15 日 施行